

◆滞在地・転出先での不在者投票◆

長期の出張や旅行、都内の他の区市町村への引っ越しなどで、新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、次の手続きにより、新宿区以外の区市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

不在者投票ができるのは、**東京都知事選挙は7月15日(金)から、東京都議会議員補欠選挙は7月23日(土)から、それぞれ7月30日(土)まで**です。投票用紙等の請求・送付には郵便を使いますので、お早めにお手続きください。

(1)投票するご本人が、新宿区選挙管理委員会あてに投票用紙等を請求します。記載例(右図)を参考にして、便せん等に記入して請求してください。

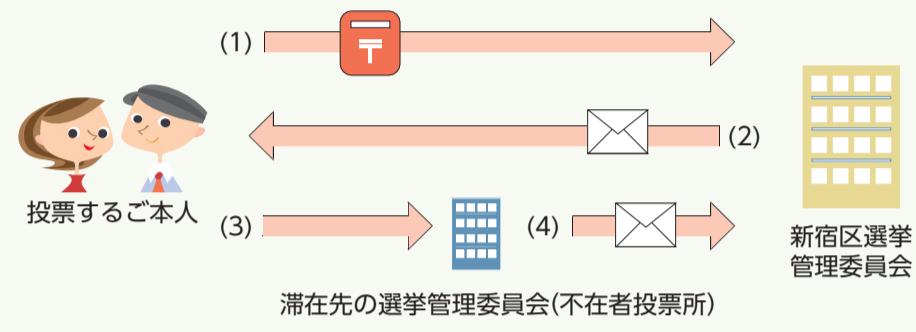
※都内へ転出された方のうち、裏面に「不在者投票宣誓書(兼請求書)」が印刷された投票所整理券をお持ちの方は、そちらをご利用ください。

※請求書の様式は新宿区のホームページからも取り出せます。

※投票用紙等は電子メールやファックス、電話での請求ができません。郵便で請求してください。

※都内に転出した方は、投票用紙等の請求の際には**「選挙用住民票」**(表面をご覧ください)を同封してください。

(2)請求書が新宿区選挙管理委員会に到着し、受付処理をした後に「投票用紙の送付先」に速達簡易書留で投票用紙等をお送りします。**投票用紙等は、すべての**



選挙で不在者投票が可能になる日の前日(7月22日(金))以降に発送します。7月21日以前の発送をご希望の方は、選挙管理委員会までご連絡ください。

(3)滞在先の区市町村の選挙管理委員会(不在者投票所)で不在者投票をしてください。

※不在者投票所以外の場所で投票用紙に記入をすると無効になります。

※滞在先の区市町村で選挙がない場合、その区市町村の選挙管理委員会の執務時間中(月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで)でないと受付できません。必ず、あらかじめ滞在地の選挙管理委員会にご確認ください。

(4)投票用紙等は滞在先(転出先)の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日(7月31日(日))を過ぎると無効になりますので、お早めに投票してください。

【記載例】

投票用紙等請求書

私は平成28年7月31日執行の東京都知事選挙及び東京都議会議員補欠選挙の当日、○○(投票所に行けない理由を記入)のため投票所に行けない見込みです。このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

平成28年7月×日

1 氏名(ふりがな)

2 生年月日

3 新宿区での住所

4 投票用紙の送付先

5 電話番号(□中に連絡がつく番号や携帯電話の番号)

◆郵便等による不在者投票◆

身体が不自由なため投票所に行くことが難しく、下表に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、**7月27日(水)まで(必着)**に投票用紙等の請求をすることにより、郵便等による不在者投票ができます。

また、下表に該当し、かつ「身体障害者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が1級の方」または「戦傷病者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が特別項症～第2項症の方」は、事前の手続きで代理記載制度を利用できます。

詳しくは区選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票ができる方

手帳の種類等	内 容	等級等
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

※請求期限(7月27日(水))を過ぎてからは、東京都知事選挙・東京都議会議員補欠選挙の投票用紙等の請求はできません。お早目に手続きください。

◆身体の不自由な方には◆

○代理投票

心身の故障等で、投票用紙に自書できない方は、投票所・期日前投票所の係員が補助者としてお手伝いします。ご希望の方は、投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。投票の秘密は守られますのでご安心ください。

○点字投票

目が不自由な方は点字で投票できます。ご希望の方は、投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。

○その他

すべての投票所・期日前投票所には、老眼鏡・点字器・文鎮・拡大鏡・コミュニケーションボード・筆談ボード・車いすを用意しています。必要な方は係員にお申し出ください。また、車いすのまま利用できる記載台も用意しています。

◆投票所への移動に関する支援◆

視覚障害や全身性障害、知的障害や精神障害のある方は「移動支援事業」等の制度を利用することにより、ご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。また、その他の障害でも支援が受けられる場合があります。介護保険の「要介護」「要支援」の認定を受けている方又は「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の方は、「訪問介護」のサービスによりご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

◆視覚障害・知的障害・全身性障害・精神障害・その他の障害の方
→障害者福祉課支援係 ☎(5273)4583・㈹(3209)3441

◆介護保険の「要介護」の認定を受けている方
→介護保険課給付係 ☎(5273)4176・㈹(3209)6010

◆介護保険の「要支援」または介護予防・生活支援サービス事業対象者の方
→地域包括ケア推進課介護予防係 ☎(5273)4568・㈹(6205)5083

◆選挙公報◆

東京都知事選挙は7月21日(木)ころに、東京都議会議員補欠選挙は7月26日(火)ころに朝日・産経・東京・日本経済・毎日・読売の各日刊紙の朝刊に折り込む予定です。また、区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な区施設のほか、一部のスーパーマーケット・駅等にも置きます。なお、入手が困難な方は区選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

目の不自由な方のために、点字版や音声版の選挙公報も用意しています。区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

※東京都選挙管理委員会ホームページ(<http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/>)でも選挙公報がご覧いただけます。東京都知事選挙は7月17日(日)ころに、東京都議会議員補欠選挙は7月24日(日)ころに、公開の予定です。新宿区ホームページからもご覧いただけます。

◆投票・開票速報◆

開票は7月31日(日)午後8時45分から、新宿コズミックスポーツセンター(大久保3-1-2)で行います。

また、投票・開票の速報は、投票日当日に新宿区ホームページでご覧いただけます。